

第 41 号議案

大田区立児童館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 15 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立児童館条例の一部を改正する条例

大田区立児童館条例（昭和 42 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 同蓮沼児童館御園分室の項を削る。

付 則

この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

（提案理由）

蓮沼児童館御園分室を廃止するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

## 第 42 号議案

大田区保育の必要性の認定等に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 15 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区保育の必要性の認定等に関する条例の一部を改正する条例  
大田区保育の必要性の認定等に関する条例（昭和 62 年条例第 11 号）の一部を  
次のように改正する。

第 4 条第 2 項を次のように改める。

- 2 特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号）第 14 条に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が同一世帯に 2 人以上いる場合における保育の実施その他規則で定める保育等（以下「保育の実施等」という。）に係る満 3 歳未満保育認定子ども（子ども・子育て支援法施行令第 4 条第 2 項に規定する満 3 歳未満保育認定子どもをいう。以下同じ。）の前条第 1 項及び同条第 4 項の費用は、前項及び第 7 項の規定にかかわらず、最年長者である特定被監護者等を除き、零とする。

第 4 条第 3 項を削り、同条第 4 項中「前 3 項」を「前 2 項」に、「第 8 項」を「第 7 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 5 項を同条第 4 項とし、同条第 6 項を同条第 5 項とし、同条第 7 項中「第 5 項」を「第 4 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 8 項を同条第 7 項とし、同条第 9 項中「第 6 項及び第 7 項」を「第 5 項及び第 6 項」に改め、同項を同条第 8 項とする。

付 則

この条例は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

（提案理由）

特定被監護者等が同一世帯に 2 人以上いる場合において、最年長者である当該

特定被監護者等を除き、保育の実施等に係る費用を零とするほか、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 43 号議案

土地の取得について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 15 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

土地の取得について

下記のとおり土地を取得する。

記

- 1 取得の目的 大森ふるさとの浜辺公園整備用地として使用するため
- 2 土地の表示
  - 所 在 大田区大森東一丁目 6493 番 1
  - 地 目 宅地
  - 地 積 10,382.61 平方メートル
- 3 契約の方法 随意契約による契約
- 4 取得金額 金 20 億 3,152 万 3,166 円
- 5 契約の相手方 大田区蒲田五丁目 13 番 14 号 大田区役所内  
大田区土地開発公社 理事長 川野 正 博

(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 3 条の規定に基づき、この案を提出する。

第 44 号議案

仮称大田区大森西二丁目複合施設新築その他工事（Ⅰ期）請負契約について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 15 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

仮称大田区大森西二丁目複合施設新築その他工事（Ⅰ期）請負契約について

下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 仮称大田区大森西二丁目複合施設新築その他工事（Ⅰ期）  
鉄骨造 地上 4 階建  
延床面積 5,476.26 平方メートル
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札による契約
- 3 契約金額 金 45 億 9,360 万円
- 4 契約の相手方 中央区日本橋本町一丁目 9 番 1 号  
鴻池・湯建・蔵王建設工事共同企業体  
代表者 中央区日本橋本町一丁目 9 番 1 号  
株式会社鴻池組 東京本店  
取締役常務執行役員本店長 鎌 田 克 明  
構成員 大田区大森西二丁目 32 番 4 号  
株式会社湯建工務店  
代表取締役 大 関 泰 子  
構成員 大田区大森西二丁目 7 番 2 号  
株式会社蔵王建設

代表取締役 結 城 好 樹

5 工 期 契約有効の日から令和7年6月16日まで

(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和39年条例第5号）第2条の規定に基づき、この案を提出する。

第 45 号議案

大田区立安方中学校校舎改築その他工事（I 期）請負契約について  
上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 15 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立安方中学校校舎改築その他工事（I 期）請負契約について  
下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 大田区立安方中学校校舎改築その他工事（I 期）  
鉄筋コンクリート造 地上 5 階建  
延床面積 7,588.39 平方メートル
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札による契約
- 3 契約金額 金 40 億 1,500 万円
- 4 契約の相手方 大田区下丸子二丁目 20 番 1 号  
北信・河津建設工事共同企業体  
代表者 大田区下丸子二丁目 20 番 1 号  
北信土建株式会社 東京支店  
東京支店長 渡 邊 和 利  
構成員 大田区東嶺町 30 番 17 号  
株式会社河津建設  
代表取締役 河 津 修 平
- 5 工 期 契約有効の日から令和 7 年 2 月 28 日まで

（提案理由）

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 2 条の規定に基づき、この案を提出する。